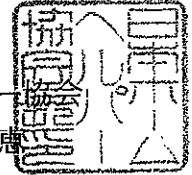


平成22年11月22日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 山崎泰彦 様

日本ホームヘルパー協会
会長 因 利恵



「軽度者への生活援助を市町村判断に」は反対です

日ごろより日本ホームヘルパー協会の活動に、ご理解ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

19日、社会保障審議会が出された(2)要支援者などの軽度者へのサービス(3)地域支援事業の記述で、軽度者への生活援助の議論が書かれています。

「生活援助サービスなどは、軽度者の生活に必要なものであり、その給付を削減することは適切ではないという強い意見があった」とあります。

日本ホームヘルパー協会は、制度議論の都度、上記意見と同じことを主張してきました。心身機能が弱まるとまず家事能力が落ち、生活の基本である生活環境の整えができなくなります。

尊厳ある介護を目指すなら「散らかった部屋」「汚れた衣服」「栄養バランスの悪い食事」を改善すべきです。

これらは人間の暮らしの基本です。生活支援はそれを行っています。それができなくなれば、要支援者等は早く要介護状態へと悪化していきます。

生活援助は、今までどおり継続していただきますよう強く要望いたします。

また「生活援助を市町村判断で」とありますがありえません。そのことは生活援助サービスを廃止することにつながります。

「同居家族がいる人への生活支援」「散歩の取り扱い」「院内介助」の厚生労働省通知を出された経過からもおわかりのとおり、市町村の取り組みはばらばらであり、しかも厳しくサービスを制限しています。

軽度者への生活支援を担っている訪問介護としては、今回の制度改正で軽度者への生活援助の廃止や、市町村に判断を任せることに強く反発するものです。

再考をお願い致します。